

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第57号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="152 523 1079 571">[略]</th><th data-bbox="936 571 1079 619">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="152 571 936 1439"><p>23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。）</p><p>（1） <u>法第17条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第7条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p><p>（2） <u>法第17条第2項において準用する法第7条第2項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p><p>（3） <u>法第9条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の額の改定</u></p></td><td data-bbox="936 571 1079 1439">[略]</td></tr></tbody></table>	[略]	[略]	<p>23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。）</p> <p>（1） <u>法第17条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第7条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p> <p>（2） <u>法第17条第2項において準用する法第7条第2項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p> <p>（3） <u>法第9条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の額の改定</u></p>	[略]	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1160 523 2087 571">[略]</th><th data-bbox="1944 571 2087 619">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1160 571 1944 1439"><p>23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。）</p><p>（1） <u>法第17条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第7条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p><p>（2） <u>法第17条第2項において準用する法第7条第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p><p>（3） <u>法第9条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の額の改定</u></p></td><td data-bbox="1944 571 2087 1439">[略]</td></tr></tbody></table>	[略]	[略]	<p>23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。）</p> <p>（1） <u>法第17条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第7条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p> <p>（2） <u>法第17条第2項において準用する法第7条第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p> <p>（3） <u>法第9条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の額の改定</u></p>	[略]
[略]	[略]								
<p>23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。）</p> <p>（1） <u>法第17条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第7条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p> <p>（2） <u>法第17条第2項において準用する法第7条第2項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p> <p>（3） <u>法第9条第1項（法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。）の額の改定</u></p>	[略]								
[略]	[略]								
<p>23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。）</p> <p>（1） <u>法第17条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第7条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p> <p>（2） <u>法第17条第2項において準用する法第7条第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の受給資格及び額の認定</u></p> <p>（3） <u>法第9条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の額の改定</u></p>	[略]								

<p>(4) 法第9条第3項(法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。)の額の改定</p>		<p>(4) 法第9条第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の額の改定</p>	
[略]		[略]	
<p>35の8 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。)</p> <p>(1) 省令第12条第1項(省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により読み替えて適用する省令第4条第1項(省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。)の現況の届出の受理</p> <p>(2) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第5条(省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。)の氏名変更の届出の受理</p> <p>(3) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第6条第1項又は第2項(これらの規定を省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。)の住所変更の届出の受理</p> <p>(4) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第7条(省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。)の受給事由消滅の届出の受理</p> <p>(5) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第1項(省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。)の請求書又は届書</p>	[略]	<p>35の8 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。)</p> <p>(1) 省令第12条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により読み替えて適用する省令第4条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)の現況の届出の受理</p> <p>(2) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第5条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)の氏名変更の届出の受理</p> <p>(3) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第6条第1項又は第2項(これらの規定を省令第15条において準用する場合を含む。)の住所変更の届出の受理</p> <p>(4) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第7条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)の受給事由消滅の届出の受理</p> <p>(5) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)の請求書又は届書に添えなければ</p>	[略]

<p>に添えなければならない書類の省略</p> <p>(6) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第2項(省令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。)の請求書若しくは届書に添えなければならない書類の省略又は当該書類にかわるべき他の書類の提出の受理</p>	<p>ならない書類の省略</p> <p>(6) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第2項(省令第15条において準用する場合を含む。)の請求書若しくは届書に添えなければならない書類の省略又は当該書類にかわるべき他の書類の提出の受理</p>
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。